

第 568 回広島地方最低賃金審議会議事録

令和 8 年 3 月 10 日 (火)

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年3月10日(火) 14時28分～15時03分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者 (公益代表委員)

岡田 行正

酒井 朋子

中原 良子

三井 正信

村上 恵子

(労働者代表委員)

佐崎 吉宏

角 直樹

橋本 聡

林 秀彦

(使用者代表委員)

藤村 直樹

池久保典也

木村 康宏

蔵田 秀和

長谷川信男

光村 暢純

(広島労働局) 労働局長

宮原真太郎

労働基準部長

木下 麻子

賃金室長

檀上 昌浩

室長補佐

東 恵

賃金指導官

栗林 隆幸

労災保険給付調査官

森川智鶴乃

4 議 事

(1) 広島県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止決定について

(2) 令和8年度広島県特定(産業別)最低賃金の改正の申出に関する意向表明について

(3) 第2回広島地方最低賃金審議会運営小委員会報告

(4) その他

議題

東室長補佐

定刻より少し早いのですが、皆様おそろいになられましたので、ただいまから第 568 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の審議会の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名の計 15 名の委員に御出席をいただいております。開催に当たっての、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る 2 月 24 日から 3 月 2 日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方が 1 名おられ、審議会の傍聴をされていますので御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の御確認をお願いいたします。

資料 No. 1 から 6 まで、通し番号の 1 ページから 22 ページまででございます。また、机上配付資料といたしまして、「令和 7 年度最低賃金審議経過一覧」及び「第 2 回運営小委員会での検討事項」をお配りしております。

以上、そろっておりますでしょうか。

次に事務局からのお願いですが、議事録を作成するに当たって、この後の委員の皆様が発言に際しましては、前の方の発言が終了後、お名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますので、岡田会長、以後の議事進行をよろしくをお願いいたします。

岡田会長

それではこれより議事を始めていきます。

議事（１）「広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定」について審議したいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

栗林賃金指導官

本年度の広島県特定最低賃金の改正につきましては、8 業種のうち、金属製品製造業、機械器具製造業、船舶等製造業、自動車小売業及び各種商品小売業最低

賃金の5業種以外の3業種、鉄鋼業、電気機械器具製造業及び自動車製造業の改正審議がなされ、資料No.2、2ページの「令和7年度広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定に関する官報公示(写)」のとおり、令和7年11月28日付官報公示後、令和7年12月31日に発効となりました。

全国の特定最低賃金の改正状況は今年度の当局の改正の有無に関わらず、同様の業種を資料No.3、3ページから10ページにお示ししております。

金属製品製造業及び各種商品小売業につきましては、現在、金額改定を行っている都道府県はございません。

特定最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

この廃止とは、あくまでも特定最低賃金に関する審議を行う専門部会が役目を終えたため終了するというものでありまして、特定最低賃金の業種自体が廃止されるものではありませんので、御注意ください。

つきましては、令和7年度の広島県特定最低賃金の改正が終了しましたことから、3業種の特定最低賃金専門部会の廃止について、御審議をお願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明のとおり、本年度の特定最低賃金の改正は、すべて終了いたしましたので、3業種の特定最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡田会長

それでは、異議なしということで、御承認いただいたものと認めます。それでは、3業種の特定最低賃金専門部会の廃止を決定いたします。

これに関しまして、事務局から何か補足説明がありますか。

東賃金室長補佐

ただいま、3業種の特定最低賃金専門部会の廃止を決定していただきましたので、本審委員以外の特定最低賃金専門部会委員の皆様方には、速やかに解任通知を送付させていただきます。

なお、本日御出席の本審委員の皆様につきましては、先ほど各専門部会の廃止を御確認いただきましたので、解任通知の送付は省略とさせていただきますので、御了承願います。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

続きまして、議事の2でございます。「令和8年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について」に移ります。

事務局から、説明をお願いします。

栗林賃金指導官

広島県特定最賃に係る改正の申出に関する意向表明について御説明します。

まず、意向表明が必要な理由について御説明いたします。

昭和63年10月に発出された通達におきまして、「各年度において改正の申出を行う業種については、賃金の実態調査を6月分の賃金について実施する必要があること、その準備のための期間が必要であることから、概ね前年度末を目途に、その意向の有無を審議会において労使に確認することとする。なお、その際に都道府県労働局長に対し、申出の意向の表明があったものについては、併せて審議会に対し報告を行うこととする。」とあります。新設及び廃止につきましても、同様に扱うのが適当とされています。

年度末であります今回の審議会において意向表明の報告を行うものであります。

なお、意向表明はあくまでも現時点での意向であり、意向表明がなされていないことをもって、申出を拒むことはできませんし、意向表明はされたものの、その後の状況の変化等により、申出はしないということもあり得ます。

次に、令和8年度広島県特定最低賃金の改正等の申出に関する意向表明について御説明いたします。お手元の資料No.5-1から5-9、12ページから13ページにありますとおり、設定されている8業種すべての特定最低賃金の改正申出及び

1 業種の新設申出に関する意向表明が、広島労働局長あてに書面で提出されております。

意向表明の内容につきましては、1、申出者、2、当該特定（産業別）最低賃金の件名・当該特定（産業別）最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲、3、申出の理由、4、申出の時期を記載することとなっております。提出された意向表明はすべてこの要件に該当していることが確認できます。

新設申出の内容につきましては、平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類における百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業、ドラッグストア及びホームセンターの分類で構成される最低賃金です。件名は、「広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金」となります。

申出は、例年 6 月中旬から 7 月初旬を目途にお願いしておりますので、今後資料を添付して正式に申出がなされた場合は、事務局で内容を点検させていただいた後に、必要性の審議をいただくこととなります。

なお、特定最低賃金の改正等申出において、参考となります各設定業種に係る適用労働者数及び適用使用者数につきましては、資料No.6、22 ページから 23 ページにお示ししております。

私からは以上です。

岡田会長

それでは、事務局の資料説明も踏まえて、意向表明をされた労側から説明をお願いしたいと思います。

橋本委員

橋本の方から意向表明と説明をさせていただきます。

本年度も 11 ページ目にありますように、新設 1 業種含め 9 業種について意向表明するというので、各産業別組織の方から意向表明書を預かりました。

それを基に、本日記載のとおり、意向表明を出させていただき、今後、6 月末に向けて申出書の作成に移らせていただきたいと思いますというのでございます。

本年度もまた、必要性も含めて真摯に協議いただきますようお願いいたします。

簡単ですが以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、特定最低賃金の改正について、労側委員から意向表明がありました。御意見、御質問等はございませんでしょうか。

使側どうでしょうか。

長谷川委員

長谷川でございます。

意向表明ということでございますので、我々は特に言うことはありませんが、ここ数年の審議の経過から考えると、8業種がそのまま提出されているということについては、いかがなものかと思っております。

また、今回新設という形で出ていますが、中央最低賃金審議会の報告で、そもそも協約ケースという形が基本といわれる中で、公正競争で出されているということについては、いかがなものかと考えております。

御存知のとおり、地域別最低賃金は年々かなり上がって来ております。特定最低賃金につきましては屋上屋を架すという中で、さらにこういった新設の形で申出（意向表明）されることについては（いかがなものか）、と考えているということをお発言させていただきました。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

労側の方からよろしいですか。

いま、使側委員の方から御発言ありましたが、これを踏まえて申出いただければと思いますが。一点、私の方から、公正競争ケースということが、今年度の審議で一つポイントとなったと思うのですが、この点については、何か労側の方から御意見がありますか。

橋本委員

労側橋本の方から発言させていただきます。

昨年の結果を踏まえて、（全国で）各業種 112 の特定最低賃金が改正決定され、

そのうち 39 は公正競争であるということも踏まえて、昨年のことを持ち出す訳ではないですが、ルール上公正競争が駄目だという理屈が、まだこちらもはまらないということもあります。実際、蓋を開けてみれば、各県 39 の業種で、公正競争ケースで改正されていることを踏まえれば、何か合わないかなと思っており、今年度についてもこれまでどおり、意向表明を出させていただくということです。

岡田会長

その辺も踏まえて、申出準備いただければと思います。

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、特定最低賃金に関する意向表明を労働者側から受けたということでこの議事は終了といたします。

その他に、委員の皆様から何か御発言等がございますでしょうか。

続きまして、議事の 3 にまいります。

「第 2 回広島地方最低賃金審議会運営小委員会報告」についてでございます。事務局の方から説明をお願いいたします。

檀上賃金室長

それでは、「令和 8 年度の審議の進め方について」の運営小委員会での検討内容を口頭になりますが、報告させていただきます。

まず、「地域別最低賃金の発効日について」です。例年は 10 月 1 日ですが、今年度は中央最低賃金審議会の審議日程の影響もあり、法定発効が 10 月 16 日となり、労使双方の意見に配意された結果、指定日発効として 11 月 1 日となりました。

そこで、来年度地域別最低賃金の発効日について、運営小委員会で検討していただいたところ、労側の意見といたしましては、地域別最低賃金は 10 月 1 日、特定最低賃金については、年内発効ということで、例年どおりの意見が出ました。

使側からは、今年度の中央最低賃金審議会の「各地方において発効日について丁寧に審議との考え方」、地域別最低賃金の引上げ額との不可分であるということ踏まえて、目標と言われるなら 4 月 1 日、無理なら 1 月 1 日という意見がございました。

その結果、労使の意見の一致が見られませんでした。現在、中央最低賃金審議会でも、目安制度の在り方に関する全員協議会において、発効日等について検討

されておりますので、この全員協議会の検討結果も踏まえて、4月以降に運営小委員会を開催して、再度検討しようということになりました。

次に、「特定最低賃金必要性の審議方式」です。これについては、審議する委員を本審委員にするか、あるいは業界関係者を交えた専門部会委員にするか。審議方式については、本審委員で審議いただくなら本審もしくは小委員会、専門部会委員で審議いただくなら専門部会ということになるのですが、どちらの審議方式にするか。また小委員会を開くのであれば、業界関係者のオブザーバー参加をどうするかということについて検討いただきました。労側の意見では専門部会で審議をしていただきたい、使側の意見では、まず、特定最低賃金必要性審議の在り方を運営小委員会で決定していいものなのだろうかという疑問も呈されました。使側の意見としましては、昨年同様、本審で審議をすればいいのではないかということで、これについても意見の一致をみませんでしたので、これも4月以降に運営小委員会を開催して、継続審議するという結果になりました。

次に、「特定最低賃金必要性の諮問時期の前倒し」です。この趣旨としては、特定最低賃金の必要性を専門部会で審議することになれば審議日程の余裕が必要になり、前倒しも検討していただきたいと考えたのですが、必要性審議を本審で審議するか、専門部会で審議するかということも継続審議となりましたので、これについては検討されておられません。

次に、「特定最低賃金の金額審議専門部会」についてです。

1番目の「専門部会の開催回数」ですが、今年度特定最低賃金の金額審議の専門部会が、鉄鋼は2回、電気機械は3回、自動車は3回の開催回数となりました。結果的に鉄鋼業が2回で終了となり、慎重な審議ができなかったのではないかという意見もございました。今年度の鉄鋼業は結果的には2回になりましたが、事務局としましては2回で終了させようという趣旨で日程を決めたのではなく、一旦10月中の開催日程が決まったのでそれを通知させていただいたのですが、委員に誤解を生じさせてしまいましたので、今後の改善策として、例えば、一旦確定した開催日程を通知する際に、「この日程で結審しない場合、再度日程を調整させていただく」旨を記載する、あるいは10月、11月の開催日程も先行して調整させていただく、というような形で改善させていただこうと思っております。委員から御意見を聞いたところ、使側委員からは専門部会については慎重に審議するべきだという意見もございましたし、労側委員からは2回では他県の結果が出そろっていないということもあり、3回ベースで考えたいという意見があ

りました。そういったことを踏まえて、来年度は日程調整をさせていただきたいと思っております。

次の、「委員の日程調整」の件ですが、今年度、全く出席できなかつた公益委員の方がおられたことと、使側でも1回しか出席できなかつた方がおられたので、委員の出席率を上げたいということで検討内容に入れさせていただいております。事務局でいま考えておりますのは、公益代表委員の方の担当部会の割当てについて、各部会の労使の日程調整後に割当ててることを考えております。それ以外の意見といたしまして、労側の方から日程調整をできる限り早くスタートすることで、調整がし易くなるのではないかという意見もありましたので、そういったことも踏まえて来年度は日程調整をさせていただきたいと思っております。

次の「専門部会の公開」についてです。資料の表題は「議事録の公開」と書いてありますが、議事録のみならず、専門部会の傍聴人、マスコミの同席を含めた専門部会全体の公開について検討していただきました。現在、専門部会の公開につきましては、第2回以降の専門部会は率直な意見交換がなされないということで、非公開としておりましたが、他県の公開状況を踏まえると、来年度以降は、2者協議を除いて公開を検討していただきたい、ということで提案させていただきました。結論といたしましては、来年度以降は、2者協議以外は基本的に公開でいいたろうということですが、公開運営規程の「率直な意見交換ができないような場合」に該当するときは、その都度一部非公開にするという形で対応をさせていただきたいと思っております。

最後の「専門部会における審議方法について」ですが、今年度、従来の公労、公使の2者協議に加えて、労使の2者協議をしていただきました。これにつきましては、労使の2者協議を今後も積極的に実施をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

いま、運営小委員会の報告をしていただきましたが、この点につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

よろしいですか。

繰り返しになりますが、特定最低賃金の必要性の有り無しの必要性審議の進め

方について、運営小委員会の中では、本審で決定すべきではないかという意見もございました。ただ、現実問題として本審が何回開けるのかという問題もあります。が、せっきくの機会ですので、必要性の審議の進め方について、運営小委員会のメンバーでない委員の方々から、何か御意見等ありましたら伺いたいと思いますが、いかがですか。

林委員どうですか。

林委員

昨年から言い続けておりますが、当該労使で話すというのが一番私は重要だと思っていますので、本審ではなく専門部会の方で必要性を審議するということが妥当ではないかと思えます。ものづくり産業、非常に逼迫しておりますので、金額だけではなくて、産業を今後どうしていくか、人の問題とか、材料の問題とか、海外の輸出問題も含めて議論をするのに良い時間だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

岡田会長

ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

角委員いかがですか。

角委員

労側角です。

昨年、初めてああいった事態、改定ができる産業、そのまま滞ってしまった産業と2極化した訳ですが、改定が出来なかった産業に関しては、言葉が適切ではないかもしれませんが、残念な結果だったろうなと思っております。当該産業労使共にだと思えます。

その後、いろんな面で検証がされているかと思えますが、人材の流出が少なからずあろうかと思えます。今年の交渉もそれに乗じてどうなるのだろうと、不安も抱えております。やはり、社会的正当性から我々労働者側、ぜひとも適切な時期に適切な賃金といったところを、労使双方で取り組んでいければと思えます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

せっかくなので、藤村委員どうですか。

藤村委員

藤村です。

私も同じ意見といいますか、当該労使でまずは話合うということが、大前提だと考えています。前回、審議の必要性なしということで、その後、自動車の販売の方に報告をする時に、なぜ審議の必要性なしとなったかの説明もできず、一方的にと言いますか、審議の必要性なしとなったので申し訳ないという報告をしたところです。やはり、理由をしっかりと見えなかったこともありますし、先ほどから出ています人材不足、特に自動車販売でいくと整備士不足ということで、国を挙げて動いて行くところもあるのですが、そういったところにもメスが入れない。こちらの方は当該労使でまず審議をするというのが必要だと考えております。

岡田会長

それでは使側の委員いかがでしょうか。

池久保委員いかがでしょうか。

池久保委員

特定最低賃金自体がいかかなものかと思っておるものですから。

岡田会長

例年どおりでいいと、必要ないと。

池久保委員

必要ないのではないかと考えています。

岡田会長

木村委員いかがでしょうか。

木村委員

個人的には同じ意見です。

岡田会長

光村委員いいですか。

光村委員

使側の光村です。

まず、最低賃金が今年どうなるのかにもよると思うのですが、企業側の大部分は1,085円というのは大分厳しい金額になっていると感じております。それに付け加えて特定最低賃金を「上げる」前提で話すのは厳しい。使側としては、率直に誤解を恐れず言うと厳しいとしか言いようがないと私は思います。上げたい気持ちは皆さん一緒なのではないかと思いますが、まずは今年の最低賃金の方を決めてからなのかと思います。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

ここでは、必要性の有り無しということではなくて、必要性の審議をどう進めるかという話でございますが、いずれにしても、いまの段階では労使統一的な見解には至っていないということでございます。

特定最低賃金、産業別というのがありますので、これらの必要性審議は進めざるを得ないわけですが、そこで、(必要性審議のための) 専門部会を設置するかどうかという話です。これにつきまして、本審で当然審議はしていくのですが、その前段階として、必要性審議の進め方について、引き続き運営小委員会で整理、検討させていただくという方向でよろしいかどうかということ、ここで御意見いただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

審議の進め方、必要性の有り無しをここで決めるのではなくて、審議の進め方ですが、いかがでしょうか。

佐崎委員

審議をする場所がもう運営小委員会しかないですし、審議をしなければいけないので、運営小委員会をお願いしたいと思います。

岡田会長

ということですが、運営小委員会で必要性審議の進め方を考えて、検討していくという方向性でよろしいでしょうか。

特に御意見ないようですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、今後の進め方、日程調整等につきましては、事務局から連絡があると思います。

以上でございます。それでは最後に、議事の4「その他」に移りたいと思います。

全体を通して、御意見等何かありますでしょうか。

その他について、事務局から何かございますでしょうか。

檀上賃金室長

ございません。

岡田会長

それでは、最後に宮原労働局長から御挨拶を受け承ればと思いますので、よろしく願いいたします。

宮原労働局長

本日は、お忙しい中、本審議会に御出席の上、御審議をいただき、誠にありがとうございました。

この1年、広島県最低賃金につきまして、会を重ねての御審議の上8月18日に答申をいただき、特定最低賃金については、8月18日の必要性審議から10月29日の答申まで2か月にわたり御審議いただきました。

おかげをもちまして、広島県最低賃金は11月1日、3業種に係る特定最低賃金は12月31日に発効いたしました。

改めて厚く御礼申し上げます。

広島労働局では、改正最低賃金につきまして、地方公共団体をはじめ、幅広く周知広報を行い、また、県内8か所の労働基準監督署におきましては、1月、2月を中心に監督指導を実施し、最低賃金の履行確保に取り組んでまいりました。

また、賃金引上げに向けた環境整備に向け、中国経済産業局及び公正取引委員会事務総局中国支所に対しまして協力依頼を行うとともに、各種支援策の周知に取り組んでまいりました。

1月29日には、広島政労使会議を開催いたしまして共同宣言を取りまとめ、「適正な取引による価格転嫁」、「生産性の向上」等を、構成員が緊密な連携・協力の下進めていくこととしたところでございます。

来年度に向けましても、御多忙の中お時間を頂戴することとなり誠に恐縮ですが、委員の皆様方に円滑に御審議をいただけますよう、事務局として準備を進めてまいる所存でございますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

岡田会長

ありがとうございました。

それでは、次回審議会令和8年度第1回本審については、公開とさせていただきますと思います。

以上をもちまして、第568回広島県最低賃金審議会を閉会といたします。